

令和 2 年度 第 1 回学校運営協議会 報告

令和 2 年 11 月 26 日 (木)

## 令和2年度 第1回「学校運営協議会」

1. 日 時 令和2年11月11日（水） 午後7時から8時15分
2. 場 所 役場 議場
3. 出席委員 会 長 八木勝正  
副会長 十河真理子  
委 員 小林真人 今城政則 奥村豊和 長町若江 瀧口顕  
(欠席：藤川麗奈 久光和行)  
小清水小学校 可児校長 時田教頭  
小清水中学校 大崎校長 馬場教頭  
オブザーバー 晴山課長補佐 鼻田係長

令和元年度より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の6に規定する学校運営協議会を「小清水町学校運営協議会設置規則」により設置し、小中学校を合わせて一つのコミュニティスクールに指定し「小清水町コミュニティスクール運営要綱」を基に運営されています。本年度は、2年目にあたり小中学校のPTA会長と中学校校長が交代により新たに委員に任命されました。

### 協議事項

- ・運営協議会の業務確認
- ・各学校のグランドデザインの説明
- ・各学校より近況報告
- ・今後の活動に向けて

はじめに、各学校のグランドデザインと近況について報告があり、各委員から質疑がありました。

小学校からは、コロナウィルス感染対策のため、できていない行事があることや、休校による授業の遅れは取り戻しており、年度内に終了する予定との報告がありました。いじめ対応については、2回目の調査を実施しているが各家庭でも子供をしっかり見ていただくようお願いがありました。

運動会は平日に午前午後に分けて実施し、参観日は数日間の好きな時間帯に参観いただく方法で行いました。苦肉の策で行った参観日だったが思いのほか好評で来年度からも同じ方法での参観日の実施を望む声が出ています。

自転車の乗り方について、保護者や地域の方、教育委員からも危険であるとの多くの情報をいただいていることから、安全な自転車の乗り方について指導を工夫してい

くとのことでありました。

中学校からは、部活動の募集停止について説明があり、令和2年度は2つのクラブについて募集を停止し、小清水中学校は教員数からみると、4ないし5クラブが妥当であることから、今後も部活動の数を減らさざるを得ない状況であること、募集停止以降の対応については地域の指導者の協力を得ながら検討していきたいとの説明がありました。

時数確保については、コロナウィルス感染対策のための休校により遅れた授業の時間は夏休みと冬休みを短縮することで確保できるとの説明がありました。

行事については、文化祭は中止となったが、体育祭は実施することができ、修学旅行についても、行先と交通手段を変更することで実施することができたことが報告されました。

委員からは、部活動の在り方について「現在の部活動を白紙に戻して、合同チームでなく単独チームとして編成する部活動を残してほしい」との意見が出されましたが、中学校としては現在の部活動をベースに考えているとの回答がされ、八木会長はスポーツ協会長の立場から協会としても、協力できることを検討したいとの申し出もありました。

## 「携帯電話の取扱及び情報モラル教育の推進等について」

～ 基本的な指導方針 ～

北海道教育委員会は、文科省からの「学校における携帯電話の取扱等について」に関する通知を受け、別紙による基本的な指導方針「携帯電話の取扱及び情報モラル教育の推進等について」を定め、道立学校ではこの指導方針を踏まえ、携帯電話に関する指導方針や校則等の見直しを行うこととしました。

文科省通知では、小中学校ともに携帯電話は学校における教育活動に直接必要のないものであることから、学校への児童の携帯電話の持ち込みは原則禁止とすべきであると、道教委の基本的な指導方針においても、原則禁止を踏襲しています。

小清水町教育委員会及び小清水小中学校としても、同じく原則禁止を前提として、道教委の示す「携帯電話の取扱及び情報モラル教育の推進等について」を基に一定の条件の基で、教育委員会と各学校が共通の認識に立つことが重要であり、積極的に持ち込みを認めるためのルールではありません。

一定の条件とは、

- (ア) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること。
- (イ) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること。
- (ウ) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること。
- (エ) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること。

あくまでも原則持ち込み禁止であり、やむを得ない理由により持ち込みを認めざるをえない事由が生じた場合に、基本的な指導方針を定めることとし、現段階では策定しないこととしています。

教 生 学 第 3 4 2 号  
令和2年（2020年）8月11日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

このことについては、平成21年2月10日付け教学健第1643号通知により、携帯電話の取扱いに関する方針の明確化及び児童生徒への指導の徹底等をお願いしたところですが、このたび、文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり通知がありましたので、通知します。

また、道教委としては、本通知の趣旨を踏まえ、別紙のとおり基本的な指導方針（「携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等について」）を定めましたので、併せてお知らせします。

つきましては、道立学校においては、この基本的な指導方針を踏まえ、各学校における携帯電話に関する指導方針や校則等を必要に応じて見直すようお願いします。

また、市町村教育委員会においては、市町村の実情に応じて、学校における携帯電話の取扱いに関する基本的な指導方針を定め、所管する学校に指導助言するなど適切に対応するようお願いします。

（生徒指導学校安全課（生徒指導（学校安全）係）  
（高校教育課 高校教育指導係）  
（義務教育課 義務教育指導係）  
（特別支援課 特別支援教育指導係）

基本的な指導方針

「携帯電話の取扱い及び情報モラル教育の推進等について」

1 学校における携帯電話の取扱いについて

(1) 基本的な考え方

学校における携帯電話の取扱いについては、学校や地域の実態を踏まえた上で、次に示す指針に沿って、指導方針を定め、児童生徒及び保護者に周知するとともに、児童生徒へ指導を行っていくこと。

指導方針の作成及び実施に当たっては、あらかじめ児童生徒や保護者等に対し、指導方針と併せて携帯電話の学校への持込みの問題点について周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得つつ、協力体制を構築すること。

(2) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む）

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小学校においては、学校への児童の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。

イ 携帯電話を緊急の連絡手段とせざるを得ない場合その他やむを得ない事情の場合は、保護者から校長に対し、児童による携帯電話の学校への持込みの許可を申請させるなど、例外的に持込みを認めることも考えられること。このような場合には、保護者との十分な連携のもと、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

(3) 中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む）

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、中学校においては、学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。なお、その際、上記(2)イに示したように、個別の状況に応じて、例外的に持込みを認めることも考えられること。

イ 学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、下記(ア)～(エ)に示すように、一定の条件のもとで持込みを認めるべきであること。

なお、学校又は教育委員会として持込みを認める場合には、一定の条件として、学校と生徒・保護者との間で以下の事項について合意がなされ、必要な環境の整備や措置が講じられている場合に限って、持込みを認めるべきであること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に学校で一時的に預かり下校時に返却したりするなど、学校での教育活動に支障がないよう配慮すること。

また、登下校時においても、マナー違反の増加等のトラブルが生じないように、家庭や地域と連携しつつ、配慮すること。

- (ア) 生徒が自らを律することができるようなルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること
  - (イ) 学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること
  - (ウ) フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること
  - (エ) 携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること
- (4) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）

ア 携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、基本的には、学校への持込みを禁止することが望ましいが、生徒の通学時間や学校外の活動の時間が長く、その範囲も広いことから、学校や地域の実態を踏まえ、校長の判断により、校内（寄宿舎を含む）における使用禁止または使用場所等の制限を条件として持込みを認めることができること。

イ 校内に携帯電話の持込みを認める場合、校長は、学校や地域の実態を踏まえ、生徒や保護者の理解を得ながら、学校での教育活動に支障が生じないように、校内における携帯電話の取扱いのルールを定めるなど、学校としての方針を明確にした上で適切に対応すること。

(5) 特別支援学校

ア 小学部及び中学部における携帯電話の取扱いについては、上記(2)及び(3)に準じること。ただし、児童生徒の障がいの状態及び各校の実情等に応じ、校長の判断により、校内（寄宿舎を含む）での使用についての条件を付した上で、校内への持込みを認めることができること。

イ 高等部における携帯電話の取扱いについては、上記(4)に準じること。

2 学校における情報モラル教育の取組について

携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及する中で、児童生徒が、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするなど、学校における情報モラル教育は極めて重要である。

そのため、学習指導要領に基づき、文部科学省や道教委、各種団体が作成している教材等を利用するなど、より一層情報モラル教育の充実に取り組み、児童生徒の実感を伴うような教育活動を通して、情報モラルの重要性について児童生徒が自ら考える教育活動を展開すること。

また、情報モラル教育に関する教員研修の充実及び校内指導体制の構築に取り組むこと。

### 3 「ネット上のいじめ」等に関する取組の徹底について

学校及び教育委員会においては、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」並びに「北海道いじめの防止等に関する条例」及び「北海道いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「ネット上のいじめ」を含むいじめ等に対する取組の更なる徹底を進めていくこと。

### 4 家庭や地域への働きかけについて

「ネット上のいじめ」等は学校外でも行われており、学校だけでなく、家庭や地域における取組も重要である。携帯電話を児童生徒に持たせるかどうかについては、まずは保護者がその利便性や危険性について十分に理解した上で、各家庭において必要性を判断するとともに、携帯電話を持たせる場合には、家庭で携帯電話利用に関するルールづくりを行うなど、児童生徒の利用の状況を把握し、学校・家庭・地域が連携し、身近な大人が児童生徒を見守る体制づくりを行う必要があること。

このため、学校及び教育委員会においては、児童生徒を「ネット上のいじめ」や犯罪被害から守るために、引き続き、保護者等に対し、

- ・道教委が作成した啓発資料や学校便り等の活用を図り、家庭におけるルールづくりの必要性やフィルタリング機能についての周知の徹底
  - ・PTA等による電気通信事業者等の関係機関と連携した研修会の実施
- を進めるなど効果的な説明の機会を捉えて、携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策についての啓発活動を積極的に行い、家庭における携帯電話利用に関するルールづくりやフィルタリングの利用促進についての働きかけを一層推進すること。